

のりあいタクシー会員登録までの流れ

1. 市役所に助成券の申請をします。

「土浦市高齢者移送サービス利用助成券交付申請書」(土浦市ホームページからダウンロード可能)に必要な事項を記入し、市役所高齢福祉課、お近くの支所・出張所に提出してください。郵送による申請も可能です。



2. 市役所から助成券を発行します。

市役所高齢福祉課にて申請された方にはその場で助成券を発行いたします。郵送や支所・出張所で申請をされた方は、後日市役所高齢福祉課から助成券を送付いたします。



3. 会員登録の手続きをします。

- (手続1) のりあいタクシー土浦(下記番号)にお電話し、名前・住所等と市役所(高齢福祉課)で助成券が発行された旨をお伝えください。
- (手続2) のりあいタクシー土浦の職員がご自宅まで伺います。市の助成券を渡し、自己負担金(2,000円)をお支払いください。
- (手続3) 会員登録が完了し、登録日より1年間有効な会員証が発行されます。以降のりあいタクシーのご利用が可能となります。

のりあいタクシー土浦：029-835-2266

平日午前8時～午後5時(土日祝日はお休み)